

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用予備空気槽圧力計の点検において、当該計器元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	定期事業者検査（安全保護系検出器要素性能（校正）検査）のうち、原子炉水位計の検査成績書において、検査記録の数値に不要な桁数までの記載があったため、対応検討	B	6月3日再審議にて グレード変更 D → B
3	2号機	タービン建屋換気空調系給気冷却コイル入口空気温度指示スイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度指示スイッチを交換	D	
4	2号機	タービン建屋低圧復水ポンプエリア用局所空調機の点検において、空気吹出口及び空調機本体の基礎部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
5	4号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（28-45C）に中性子束レベル高を示す警報の瞬時的な発生、即復帰が認められたため、当該モニタ用検出器を点検・修理	D	
6	4号機	原子炉補機冷却系の原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）冷却用水入口弁の本体表面に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-15）用窒素ガス補給口のシールキャップ部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉格納容器内酸素濃度サンプリング配管の保温材カバーに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	ほう酸水注入系ポンプ出口圧力計の計器元弁のグランド部及びテスト弁の配管接続部にほう酸水のにじみによる成分の析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）の渦流探傷検査において、肉厚の値が判定基準を満たさないチューブ（1本）が認められたため、当該チューブを交換	D	
11	5号機	コントロール建屋換気空調系ケーブルボルト室の送風機駆動用電動機の点検準備作業において、当該電動機の電源を”切”にすべきところ、誤って別の電源を”切”にしたことが判明したため、対応検討	B	
12	6号機	主復水器細管洗浄装置（A1）ボール回収器切替弁の切替状態ランプ表示及び現場開度計の指示が「回収」位置にも係らず、弁体が「循環」位置のまま「回収」位置に切替わらないため、当該弁を点検・修理	D	
13	集中環境施設	補給水系純水供給ポンプ（B）の駆動用電動機の点検において、シャフト軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
14	その他	水処理前処理設備ろ過水回収ポンプ（A）の駆動用電動機の点検において、シャフト軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
15	その他	使用済燃料共用プールの計測制御用電源切替盤（A）出入口扉の鍵穴機構部破損による施錠不能が認められたため、当該扉を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで